

まんすりー 全旅連情報

全国旅館生活衛生同業組合連合会 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-5
全国旅館会館 4 階

2009.2 Vol. 169

発行日・平成21年2月1日(毎月1回発行)定価150円(税込み) / 発行人・島村博幸
☎03(3263)4428◎03(3263)9789 ・ 宿ネットhttp://www.yadonet.ne.jp/

特集号 NHK受信料 全旅連活動・組織団体 各種事業・協定商社会 案内

NHKと「放送受信料取りまとめ」で合意 組合員の受信料の負担軽減を図る

全旅連会長 佐藤 信幸



皆さま方におかれましては、日頃全旅連の業務にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

昨年前半は原油価格の歴史的な高騰、後半は国際金融市場の混乱に伴う世界的な景気の大規模な減速と、これまでに経験したことの無い規模で世界経済が大きく揺れ動いた1年でした。その影響はわが国にも広く及び、特に旅館・ホテル業界は顧客の減少、収益の大幅な悪化、廃業の急増など厳しい経営に直面しています。

この未曾有の危機に対処するため、全旅連といたしましても、会員・組合員のお役にたてるよう全力で取り組んでまいっている覚悟です。

さて、全旅連の重要課題として取り組んでまいりましたNHK受信料問題ですが、一定の前進がございましたのでご報告申し上げます。

全旅連では、平成19年2月27日にNHKが「事業所の受信料契約を見直し、2契約目以降を半額程度とする」と報道発表したことを受け、宿泊5団体が一致団結して、受信料の負担軽減を求めていくこととしました。

全旅連といたしましては、NHK会長と直接折衝を行うとともに総務省、自民党総務・政調部会及び観光議員連盟を通じて幾多の折衝を行ってまいりました。また、青年部はもとより、都道府県組合におかれましても地元選出国會議員に対して陳情を行うなど積極的に活動していただいたところです。

このような折衝の中で、NHKは「中長期的課題として受信料体系の見直しは検討していくが、当面は、業界団体が行う『放送受信料の取りまとめ』の事務委託手数料の組合員への還元による実質的な受信料負担の軽減とすることで了承して欲しい」との申し出がありました。

宿泊5団体としては、このNHKの申し出を検討のうえ、暫定的に受信料の「放送受信料取りまとめ」に協力していくことで合意を見るにいたりました。

しかしながら、今後とも、「英国BBC方式と同程度の料金体系」の実現を目指して、5団体が一致団結してNHKと折衝していくことには変わりはありません。

2月・特集号の内容

NHKの「放送受信料取りまとめ」

- 佐藤会長のあいさつ…………… 1
- 受信料取りまとめについて… 2
- 「取りまとめ」に参加した場合のメリット… 3
- 「取りまとめ」の手続きと手順… 4
- 事業所割引と集金事務手数料還元後の受信料… 5
- 受信料についてのQ&A…………… 6

「ビジネスホテル」でセミナー

- 5施設の先端経営事例の総括と検証… 7



関係諸官庁情報

- 厚生省、観光庁の業界振興対策… 8

全旅連青年部と女性経営者の会

- 活動の拡充と会員の増強を図る… 9

活用したい「全旅連事業」

- 「経営」から「経費節減」対策の数々… 10

全旅連協定商社会名簿

- 協賛契約商社・推奨契約商社… 12

この「放送受信料の取りまとめ」については宿泊5団体の会員・組合員に限って適用されるものであり、組合員の皆さまにとりましては、受信料の負担軽減と言う大きなメリットになります。また、組合にとりましては、厳しい財政状況の中、大きな収入源になるとともに組合員の加入促進が図れるものでありますので、なにとぞ組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

宿泊5団体に限った「受信料収納業務」

取りまとめ作業は都道府県組合で

宿泊5団体(全旅連、国観連、日観連、日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟)では、日本放送協会(以下「NHK」と交渉の結果、業界団体での「放送受信料の取りまとめ」を行うことで合意を見ました。

これにより、都道府県旅館生活衛生同業組合でもこの取りまとめ作業を開始しますので、その概要をご案内いたします。

「取りまとめ」の概要

- ・英国BBC方式について、宿泊5団体は、NHKに対して引き続き要求します。
- ・NHKは、平成21年2月1日から「事業所割引(2契約目以降2分1の受信料)」を導入します。
- ・NHKと5団体とは、「放送受信料取りまとめ」契約を締結し、5団体はNHKから「事業所割引」適用前の受信料の15%を事務手数料として受け取ります。
- ・5団体は15%の事務手数料のうち、13%を会員・組合員に還元し、残りの2%を団体の事務経費に充当します。
- ・5団体の会員・組合員は受信料について団体を通じて支払うか、従来通り、個別にNHKに直接支払うかは会員・組合員の裁量によります。
- ・「放送受信料取りまとめ」の開始時期は平成21年4月1日からの予定です。

- ・全旅連においては、各都道府県組合が「放送受信料取りまとめ」の実施主体となります。(他の4団体は全国団体が直接集金事務を行います)
- ・国観連、日観連等他団体に重複加盟している会員・組合員については、どの所属団体を通じて受信料を支払うかは、個々の判断によります。

「放送受信料取りまとめ」とは

旅館ホテルに設置したテレビの放送受信料を都道府県旅館生活衛生同業組合からお送りする“支払依頼書”によりお振込みいただき、組合が取りまとめてNHKに支払います。

この際、NHKの所定の放送受信料額のうち、事業所割引として2契約目以降半額(最大50%割引)となり、更に13%を旅館生活衛生同業組合が負担します。

皆さまにはこれらの金額を差し引いた額をお振

込みいただきます。

ただし、この割引と負担は、「日本放送協会放送受信規約」に沿った適正な数の放送受信契約を締結し、所定の手続きをしている場合のみ、適用されるものです。

なお、「事業所割引」と「放送受信料取りまとめ」を併用すると最大63%の割引が適用されますが、12カ月前払いを利用すると2カ月前払いに比べて7%以上の割引となります。

受信料の公平負担

1. NHK受信料の法的根拠について

NHKの具体的な受信料については、放送法に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会受信規約(以下、受信規約と略します)で、次のとおり定められています。

- ①放送受信契約の種類
「地上契約」と「衛星契約」と難視聴地域の「特別契約」の3種類です。
- ②放送受信契約の単位
放送受信契約は世帯ごとに締結することになっています。また、事業所など住居以外の場所に設置するテレビは、設置場所(部屋や自動車)ごとに放送契約が必要となります。
2. 受信規約に基づかない受信契約について

現在、各地においてNHKと個別の旅館・ホテルの間において、双方合意の上で、実際の受信機の設置台数と異なる契約が締結され、これに基づ

き受信料の受取が行われているという実態があります。

しかしながら、これらの契約はあきらかに1.の受信規約に反するとともに放送法32条2項の「NHKはあらかじめ総務大臣の認可を受けた受信規約に基づくものでなければ、受信料を免除してはならない。」との規定にも抵触するものと思われる。

NHKは、「事業所割引」の導入を契機として、現在の契約が双方合意の上であっても、契約数を超える受信機が設置されている場合には、「未契約受信機」として位置づけ、「新たに追加契約を求めた営業活動を強めていく」と表明しています。また、現在、未契約の事務所に対しても、「従来以上に契約締結依頼を強力に推進するとともに、どうしても受け入れられない場合には訴訟も視野に入れて働きかけていく」方針とのことです。

NHKは、これらに対処するため、昨年10月をもって廃止した個別集金により、余剰となった人員を振り向けるということです。加えて、現在、BSデジタルの未契約受信機に表示されるアナウンスメントの大きさの拡大や地デジ化後は地上波への導入も検討しているとのことです。

3. 「放送受信料取りまとめ」への対応について

「放送受信料取りまとめ」に参加した場合の受信料を「負担軽減額の計算(3ページ)」を参考にして算出し、現在、NHKに支払っている受信料と比較した場合、「放送受信料取りまとめ」に参加するよりも低額な場合は、当面は従来どおりの契約内容で、NHKに直接受信料を支払うことも可能です。しかしながら、先に述べましたが、NHKは従来にもまして、受信規約に基づく正規の契約を求めてくることが想定されます。

「取りまとめ」に参加した場合のメリット

《負担軽減額の計算方法》

1. 具体的なメリットは？

都道府県旅館生活衛生同業組合がNHKから受け取る業務委託料を原資として、「事業所割引」とは別に、「放送受信料取りまとめ」に参加協力した組合員の受信料負担を軽減します。

組合が負担する具体的な軽減金額は1契約（1台）当たり、「別表1」のとおりです。

2. 割引前の受信料は？ — 基本受信料の計算 —

今回の受信料取りまとめに参加する場合には、

「別表1」

契約種別	支払コース	基本受信料額	1契約当たり組合負担額
衛星	2ヶ月払い	4,580	595
	年額（×6回）	27,480	
	6ヶ月前払い	13,090	1,701
	年額（×2回）	26,180	
地上	12ヶ月前払い	25,520	3,317
	2ヶ月払い	2,690	349
	年額（×6回）	16,140	
	6ヶ月前払い	7,650	994
	年額（×2回）	15,300	
	12ヶ月前払い	14,910	1,938

※沖縄県は除く

3. 「事業所割引」とは… — 最大50%の割引 —

本年2月1日から開始された「事業所割引」とは、事業所等居住以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機全てに必要な放送契約を締結することを条件として、2契約目（2台目）以降の放送受信料の半額が割引となる

旅館ホテルに設置してある受信機について、全て放送受信契約を締結する必要があります。

契約には衛星契約と地上契約の2種類と“12カ月前払い”、“6カ月前払い”と“2カ月前払い”の3タイプの支払方法があります。基本となる1契約（台）当たりの受信料は「別表1」のとおりです。受信料の12カ月前払いは25,520円で2カ月前払いは27,480円に比べ、7%以上の割引となりますので、お勧めです。

る制度です。2契約目以降の1契約当たりの放送受信料の額は、「別表2」のとおりです。

なお、衛星契約と地上契約の両方がある場合は、割引対象とならない1契約目の受信料は衛星契約が摘要されます。

4. 支払受信料の試算

— 負担軽減額は？ —

それでは「受信料取りま

「別表2」【事業所割引後の受信料（1契約当たり）】

	衛星	地上
2ヶ月払い	2,290	1,345
6ヶ月前払い	6,545	3,825
12ヶ月前払い	12,760	7,455

※沖縄県は除く

沖縄県の場合

種別	支払コース	基本受信料額	組合負担
衛星	2ヶ月払い	4,270	555
	年額（×6回）	25,620	
	6ヶ月前払い	12,250	1,592
	年額（×2回）	24,500	
地上	12ヶ月前払い	23,890	3,105
	2ヶ月払い	2,380	309
	年額（×6回）	14,280	
	6ヶ月前払い	6,810	885
	年額（×2回）	13,620	
	12ヶ月前払い	13,280	1,726

※事業所割引後の受信料は、上記基本受信料の半額

とめ」に参加した場合の受信料及び負担軽減額について計算してみましょう。

<事例1>

まず、12カ月前払い（1年に1回振込み）で衛星契約を20契約している旅館の場合です。

①最初に割引前の1年間の基本料金は、

衛星：25,520円×20台＝510,400円となります。

②次に事業所割引制度（2台目以降半額）による割引金額は年間で、衛星：▲12,760円×（20-1）台＝▲242,440円となります。

※注：1台目は、事業所割引の対象とならないことに注意してください。

③組合負担による受信料負担軽減額は、▲3,317円×20台＝▲66,340円となります。

④「放送受信料の取りまとめ」に参加した場合の受信料は、基本料金から事業所割引と組合負担による受信料負担軽減の合計を差し引いた額となるので、510,400円 - (242,440 + 66,340)円 = 201,620円となり、割引前に比べて、▲308,780円（60.5%引き）減額となり、大幅に負担が軽減されます。

<事例2>

次に、6カ月前払い（1年に2回支払い）で、衛星契約10台と地上契約20台を設置している旅館の場合の年間（12カ月）受信料及び負担軽減の試算です。

①最初に割引前の基本料金は、

衛星：13,090円×10台×2＝261,800円と、地上：7,650円×20台×2＝306,000円との合計で、567,800円となります。

②次に事業所割引制度（2台目以降半額）による割引は、

衛星：▲6,545円×（10-1）台×2＝▲117,810円と、地上：▲3,825円×20台×2＝▲153,000円との合計で▲270,810円となります。

※注：事業所割引の対象とならない1台目は、衛星契約であることに注意してください。

③組合負担による受信料負担軽減額は、

衛星：▲1,701円×10×2＝▲34,020円と、地上：▲994円×20×2＝▲39,760円との合計で▲73,780円となります。

④事業所割引制度と組合負担による受信料負担軽減を併せて利用した場合の受信料は、567,800円 - (270,810 + 73,780)円 = 223,210円となり、こちらも、割引前に比べて▲344,590円（60.7%引き）

減額となり、大幅に受信料負担が軽減されています。

<事例3>

最後に、2カ月ごとの支払い（1年に6回支払い）で、衛星契約50台と地上契約50台をしている沖縄県のホテルの場合の年間（12カ月）受信料及び負担軽減の試算です。

①最初に割引前の基本料金は、衛星：4,270円×50台×6＝1,281,000円と、地上：2,380円×50台×6＝714,000円との合計で、1,995,000円となります。②次に事業所割引制度（2台目以降半額）による割引は、衛星：▲2,135円×（50-1）台×6＝▲627,690円と、地上：▲1,190円×50台×6＝▲357,000円との合計で▲984,690円となります。※注：事業所割引の対象とならない1台目は、衛星契約であることに注意してください。

③組合負担による受信料負担軽減額は、衛星：554円×50×6＝▲166,200円と、地上：▲309円×50×6＝▲92,700円との合計で258,900円となります。

④事業所割引制度と組合負担による受信料負担軽減を併せて利用した場合の受信料は、1,995,000円 - (984,690 + 258,900)円 = 751,410円となり、こちらも、割引前に比べて▲1,243,590円（62.3%）が負担軽減されます。なお、NHK受信料の事業所割引と放送受信料取りまとめに参加した場合の受信料を別表（5ページ）にまとめましたので、参考としてください。

「取りまとめ」の手続きと手順

2月中旬に“支払申込書”の提出を

手続き（予定）

- 1 事業所割引申込書を地域のNHKに提出
(必要に応じ、放送受信契約書の提出)

2008年12月～2009年1月

- 2 団体取りまとめ申込書を
旅館生活衛生同業組合に提出

2009年2月頃

- 3 旅館生活衛生同業組合から支払依頼書
(事業所割引と組合負担摘要)を郵送

2009年4月以降

- 4 金融機関でお振込み
(または自動引き落とし)

「放送受信料取りまとめ」へ参加するための手続きとその後の流れを説明します。

①平成21年2月初旬

各都道府県組合から組合員へ「放送受信料取りまとめ」についてのご案内・参加協力依頼を行います。

②平成21年2月中旬

組合員から各都道府県組合へ「放送受信料取りまとめ支払申込書」を提出いただきます。

③平成21年3月25日

「放送受信料取りまとめ」へ参加する組合員の確定・登録を行います。

なお、この時点でNHKに対して、「事業所

割引」の申し込みまたは「(全ての設置受信機についての)放送受信契約書」を提出されていない組合員の方は、都道府県組合にお申し出ください。

※注1:「放送受信料取りまとめ」へ参加するためには、設置受信機の100%の契約が必要です。

※注2:「放送受信料取りまとめ」に参加する組合員がNHKに提出された各種データは、都道府県組合の取りまとめ、収納業務のためのデータとして共有することになります。

④平成21年4月20日

NHKは、都道府県組合に対して、登録組合員の受信料総額、請求内訳

を内容とする請求通知を発行します。

組合は、NHKの通知に基づき、個々の登録組合員に対して、請求通知書を送付します。

※注3:請求額は、組合が負担する受信料軽減額をあらかじめ差し引いた金額となります。

組合員は、組合が定める期限までに受信料を組合の指定口座へ振り込みます。(組合によっては、自動引き落としにより、集金する場合があります。)

⑤平成21年5月18日

組合は、集金額及び未納者を確認し、NHKへ連絡します。

NHKは、組合からの連絡に基づき、振込額等の通知をします。

⑥平成21年5月25日

組合は取りまとめた受信料をNHKに送金します。

⑦平成21年6月18日

組合は、未納者に督促をしたのち、最終的な未収連絡を行います。

以後、未納者は「放送受信料取りまとめ」参加者から除外され、NHKが直接督促を行うこととなります。その場合の受信料は、組合負担軽減額は適用されません。

以上が、「放送受信料取りまとめ」の参加申し込み、請求・支払業務の流れです。なお「放送受信料取りまとめ」については、常時受け付けていますので、年度の途中でも参加が可能です。

【 NHK受信料の事業所割引と集金事務手数料還元後の受信料 】

		1台	2台	5台	10台	15台	20台	30台	40台	50台	60台	70台	80台	90台	100台	
2ヶ月払い	衛星契約	契約台数														
		割引前	4,580	9,160	22,900	45,800	68,700	91,600	137,400	183,200	229,000	274,800	320,600	366,400	412,200	458,000
		事業所割引後	4,580	6,870	13,740	25,190	36,640	48,090	70,990	93,890	116,790	139,690	162,590	185,490	208,390	231,290
	全旅連割引後	3,985	5,680	10,765	19,240	27,715	36,190	53,140	70,090	87,040	103,990	120,940	137,890	154,840	171,790	
6ヶ月前払い	地上契約	割引前	2,690	5,380	13,450	26,900	40,350	53,800	80,700	107,600	134,500	161,400	188,300	215,200	242,100	269,000
		事業所割引後	2,690	4,035	8,070	14,795	21,520	28,245	41,695	55,145	68,595	82,045	95,495	108,945	122,395	135,845
		全旅連割引後	2,341	3,337	6,325	11,305	16,285	21,265	31,225	41,185	51,145	61,105	71,065	81,025	90,985	100,945
12ヶ月前払い	衛星契約	割引前	13,090	26,180	65,450	130,900	196,350	261,800	392,700	523,600	654,500	785,400	916,300	1,047,200	1,178,100	1,309,000
		事業所割引後	13,090	19,635	39,270	71,995	104,720	137,445	202,895	268,345	333,795	399,245	464,695	530,145	595,595	661,045
		全旅連割引後	11,389	16,233	30,765	54,985	79,205	103,425	151,865	200,305	248,745	297,185	345,625	394,065	442,505	490,945
12ヶ月前払い	地上契約	割引前	7,650	15,300	38,250	76,500	114,750	153,000	229,500	306,000	382,500	459,000	535,500	612,000	688,500	765,000
		事業所割引後	7,650	11,475	22,950	42,075	61,200	80,325	118,575	156,825	195,075	233,325	271,575	309,825	348,075	386,325
		全旅連割引後	6,656	9,487	17,980	32,135	46,290	60,445	88,755	117,065	145,375	173,685	201,995	230,305	258,615	286,925
12ヶ月前払い	衛星契約	割引前	25,520	51,040	127,600	255,200	382,800	510,400	765,600	1,020,800	1,276,000	1,531,200	1,786,400	2,041,600	2,296,800	2,552,000
		事業所割引後	25,520	38,280	76,560	140,360	204,160	267,960	395,560	523,160	650,760	778,360	905,960	1,033,560	1,161,160	1,288,760
		全旅連割引後	22,203	31,646	59,975	107,190	154,405	201,620	296,050	390,480	484,910	579,340	673,770	768,200	862,630	957,060
12ヶ月前払い	地上契約	割引前	14,910	29,820	74,550	149,100	223,650	298,200	447,300	596,400	745,500	894,600	1,043,700	1,192,800	1,341,900	1,491,000
		事業所割引後	14,910	22,365	44,730	82,005	119,280	156,555	231,105	305,655	380,205	454,755	529,305	603,855	678,405	752,955
		全旅連割引後	12,973	18,491	35,045	62,635	90,225	117,815	172,995	228,175	283,355	338,535	393,715	448,895	504,075	559,255

注1)6ヶ月前払、12ヶ月前払は、2ヶ月払に比べて、各々約5%、7%の割引となります。
 注2)全旅連割引は、集金事務手数料15%のうち13%を組合に還元し、2%を組合事務経費とした場合の割引料金です。
 注3)集金事務手数料の算出は、割引前の料金の15%を乗じて算出します(組合事務経費は2%を乗じて算出します)。

NHK受信料についてのQ&A

Q. 組合が行う「放送受信料取りまとめ」に参加したいと思っていますが、どのような手続きをしたら良いのでしょうか？

A. 2月の初めに組合から送られてくる「参加申込書」に必要事項を記載して、組合へ提出をお願いします。

なお、NHKとの放送受信契約や「事業所割引」の申し込みが済んでない方は、組合を通じて、これらの手続きをまとめて行うことができます。

Q. 他の宿泊団体に重複加入している場合は、どの団体を通じて放送受信料取りまとめに参加したら良いのでしょうか？

A. 「放送受信料取りまとめ」については、宿泊5団体が実施することになっています。

このため、他の団体にも加盟している組合員の皆さまには、それぞれの団体からも「放送受信料取りまとめ」に向けてのご案内が届いているかと思えます。

複数の団体に所属されている組合員の方は、どの団体を通じて受信料をお支払いいただいても構いません。もちろん、本人のご希望により地元組合を通じて受信料をお支払いいただくことは何ら問題ありません。

なお、全旅連以外の宿泊4団体については、それぞれ本部において直接集金事務を行うことになっています。

Q. 「事業所割引」の適用を受ける場合の具体的な条件を教えてください。

A. 「事業所割引」の適用を受ける場合は、同一敷地内(隣接地を含む。)に設置した受信機全てに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料を支払うことが条件となっています。

なお、受信機については、設置場所(部屋・自動車)ごとに契約が必要となります。また、同一の部屋に複数台設置している場合には、原則として1契約となります。

Q. 「事業所割引」の申し込みや「放送受信料取りまとめ」に参加した場合に既にNHKに支払った受信料はどうなるのでしょうか？

A. 2月から開始された「事業所割引」や4月から開始される「放送受信料取りまとめ」による受信料の減額分については、精算金としてNHKから組合員の口座へ返金されます。

また、受信料の支払月を変更した場合も同じように精算金が返金されます。

なお、「放送受信料取りまとめ」に参加した場合は、4月以降の受信料分からは、新たに組合の指定口座へお振込(または自動引落とし)いただくこととなります。

Q. 60%以上の組合員が「放送受信料取りまとめ」に参加することが、

本事業の要件となっていますが、都道府県ごとの組合で判断するのでしょうか？

A. 60%以上の組合員の参加要件については、全旅連全体で判断することとなっています。

なお、その際、各都道府県組合の組合員が他の宿泊団体を通じて、「放送受信料取りまとめ」に参加している場合には、その組合員も全旅連の参加者にカウントすることになっています。

Q. 現在、NHKとは契約をしていませんが、組合が「放送受信料取りまとめ」を開始することを契機に契約したいと思っています。どのように手続きをしたら良いのでしょうか？

A. NHKとの受信料契約、「事業所割引」の適用については、組合が行う「放送受信料取りまとめ」の手続きと併せて、一括して組合を通じて行えます。

なお、過去の未払い受信料については、NHKは特に言及しないとのことですのでご安心ください。

Q. 現在、実際の受信機の設置台数と異なる内容でNHKと契約していますが、今後もこの契約は効力があるのでしょうか？

A. NHKの受信規約に反する契約は、例えNHKの同意があったとしても放送法違反となる可能性が極めて高いと思わ

れます。

NHKは、「当面は従来どおりの契約での受信料支払を受け入れるが、早晚規約に基づく契約に変更をお願いする。」とのこと。そして、どうしても同意を得られない場合は、訴訟も辞さずとの覚悟のようです。

Q. 季節営業の場合の取り扱いについて教えてください。

A. 例えば、年間3カ月休業する場合は、12カ月のうち、9カ月分の受信料を支払うこととなります。

既にNHKに届けを出している組合員は、「放送受信料の取りまとめ」に参加される場合であっても、改めて申請する必要はありません。

ただし、休業期間の変更が有る場合には、「放送受信料取りまとめ」に参加している組合員については、組合にその旨のお届けをお願いします。

Q. 客室改修工事等により、一時的に客室が減少する場合は、どのようにしたら良いのでしょうか？

A. 受信機が設置してある客室が一時的に減少する場合には、その期間の受信料は支払から除外されます。

除外の対象の適用を受けるためには、客室販売中止状況(〇〇号室、期間)及び年間の改修工事日程表等を「放送受信料取りまとめ」に参加している組合員については、組合に提出していただくこととなります。

ビジネスモデル研究部会がセミナーを

5施設の先端経営事例の総括と検証

「視察先解説」とパネルディスカッション

全旅連ビジネスモデル研究部会（野口秀夫部会長）は12月17日、セミナーを東京・千代田区の砂防会館別館で開いた。ビジネスモデル研究事業は、佐藤会長が就任時に掲げた事業の一つで、収益のとれるビジネスモデル（ビジネスの仕組み）を研究し、羅針盤たりうるビジネスモデルを組合員に発信していきたいとして進められているもの。

現在、組合員施設の7割が赤字経営であるといわれているが、個々の組合員の経営の安定を図り、体質強化を図ることが、組織の強化及び活性化に強く関わってくる。このため、旅館・ホテルのビジネスモデルの啓蒙事業は、先端の経営事例に基づくビジネスモデルを検証し、組合員、特に若手経営者に周知することにより、経営の近代化と合理化を図るとともに、後継者の育成並びに組織の強化に資していく事業となっている。

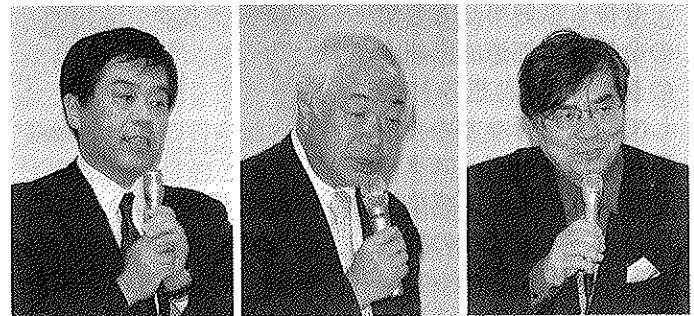
セミナーは、これまで全国各地の5カ所の施設についての総括とそれぞれの検証となった。佐藤会長、野口部会長がいさつを述べ、同部会の専門家委員でもある松坂健・西武文理大学教授が視察先解説を行ったあと、同氏がコーディネーター、佐藤会長ほか、ビジネスモデル研究部会の野口部会長、松田賢明副部会長、佐久間克文、石田浩二両委員、そして、岩井美晴・金融特別委員長らがパネリストを務め、パネルディスカッションが行われた。

視察の対象となった施設は①新たな経営のイノベーションを旅館業にもたらそうとしている②あらかじめ計画が論理的にデザインされている③具体的成果を収めている、という3つの条件に合う施設。

昨年度1回目は、体力がつくことによってうまく事業展開ができるようになったという、宿泊分離システムを目指したホ



セミナーには多くの青年部員らが出席した＝平河町・砂防会館別館で



左からあいさつする佐藤会長、野口部会長、コーディネーターを務める松坂・西武文理大学教授。下はパネリストの各氏

テル玉之湯（長野県）。2回目は、「山を存分に楽しんでもらう。サービスは最小限に」をコンセプトに営業し、宿泊客からは「真の居心地よさは、さりげないようでありながら、実は心細やかな土台作り（ハード、ソフト面での配慮）にある」と高く評価された姫路ゆめさき川温泉の「夢乃井庵夕やけこやけ」、「里湯ひととき夢乃井」と赤穂温泉の「潮彩きらら祥吉」の3施設（いずれも兵庫県）。3回目は、福岡県遠賀郡岡垣町の「株式会社グラノ24K」。未来に向けた人・組織の新成長モデルとして視察を行った。

また、今年度1回目の現地視察となった大阪府・大阪市の「ホテルブライトンシティ大阪北浜」は、ワンランク上の、新時代に対応した宿泊特

化型ビジネスホテル。従来のビジネスホテルの枠を超えたスタイリッシュなホテルで、時代が求める新たな価値観を目指したホテルだ。こだわりと快適さを実現したニューコンセプトが視察の対象となった。

そして、2回目は鹿児島県霧島市・妙見温泉「忘れの里 雅叙苑」と雅叙苑が所有する山の頂上に設けられた姉妹施設の「天空の森」。「旅館文化とは地域の文化を感じにくいこと」（経営者の田島健夫氏）をモットーとして、癒しの“農村の集落”を実現した。（視察先解説とパネルディスカッションの内容は、『まんすりー』3月号に掲載します。最後の3回目として視察した兵庫県・有馬温泉の有馬グランドホテル等については追って掲載していく予定です）



厚労省が全旅連との連携を強化

「衛生管理」等の諸事業を支援

全旅連と厚生労働省との連携が強化されている。厚労省は、日本政策金融公庫によるセーフティネットの貸付・保証枠の拡大などの施策を打ち出している。

今後も振興事業としての全旅連、都道府県組合の自主的な取組みに対して助成を行っていくが、現在ではシルバースター登録制度の推進や感染防止対策、衛生管理の推進でその充実化を図っている。

昨年度作成され、全組合員に配布された「旅館・ホテル安心安全管理マニュアル」（オールカラー、30ページのA4判）の作成には厚労省や国立感染症研究所も参加した。

これは、レジオネラ、ノロウイルスなど感染症と食中毒の両方を引き起こす手強いウイルスなどへの旅館における対応強化について、「食品衛生管理」「ノロウイルス対策」「施設衛生管理」の3部門でわかりやすく読みやすく解説・編集したマニュアル＝写真。

また、マニュアルで学んだ知識やスキルを評価できるように、「旅館・ホテル安心安全管理検定サイト」を開設している。本サイトで検定試験を受検し、高得点を獲得した従事者には、全旅連が「旅館・ホテル安心安全管理士」認定証を発行（PC上で本サイトより印刷）する。習得した知識を確実に身



に付け、活用している施設従事者であることをお客さまに提示し、顧客満足度アップと「安心安全の宿泊施設」のアピールのために利用できるものとなっている（検定サイトのアドレスはURL:<http://yado-kentei.jp/>）。なお、同サイトからは厚労省の「新型インフルエンザに関するQ&A」のページを見ることができる。

新型インフルエンザは世界的な流行が危惧されているもので、厚労省では先に新型インフルエンザが発生した場合の緊急事態に備えた「事業推進計画」（事業の復旧が遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりする恐れを回避するためのもの）などについての勉強会を全旅連で実施している。

また、特性を活かした活動や歴史・文化の振興・福祉活動などを対象とした、全旅連事業である「人に優しい地域の宿づくり賞」は厚労省の後援もあって、今回で12回目を迎えている。

観光庁が観光行政の動きを配信

メルマガで次々に新情報を

観光庁ではホームページに掲載された新着情報等をはじめ、観光行政に関する情報をメールマガジンで随時提供している。

【12月24日、25日発表の主な情報】

◇観光庁アドバイザー・ボード＝観光庁では、観光立国に向けた取組みを進めるにあたり、行政運営上の参考とするため、「観光庁アドバイザー・ボード」を開催し、外部の有識者から観光庁の運営方針や施策の立案・実施状況等についての意見を求めている。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news01_000006.html

◇観光庁では、熱意と創意工夫あふれる魅力的な観光地の取組みを紹介しており、このほど平成20年1月にとりまとめた新事例集「地域いきいき観光まちづくり2008」を加えた外国語版（英語、中国語、韓国語）ウェブサイト新たに作成し、JNTOのウェブサイト内にて公開している。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news04_000003.html

【2009年1月16日配信】

◇観光圏からの情報＝観光庁では、国内や海外からの観光客が2泊3日以上滞在中を楽しんでもらうよう、複数の観光地や幅広い関係者が連携し、創意工夫あふれる取組みを行う計画を作成したエリアを、「観光圏」として国

土交通大臣による認定を行い、支援している。このほど観光庁では、認定を受けた全国各地の観光圏より、地域での取組みやキャンペーンなどの最新情報を提供しているが、第1回として富良野・美瑛広域観光圏の取組み（北の大地からライフスタイルの提案をするとともに、長期滞在型の観光地域づくりを目指しているもの）を報じている。

【2009年1月16日配信の主な情報】

◇観光庁では、地方自治体や民間事業者等による観光地づくりの取組みを支援するため、相談窓口を開設しているが、相談事例の中から参考になるものを順次紹介している。

<事例>＝相談内容：2009年2月、B市で世界学生観光サミットを開催することになったので、九州運輸局を初め、行政や民間でなんらかの支援を受けられないか。

窓口対応：運輸局や観光庁では、国際会議の誘致を積極的に支援している旨を説明し、後援は可能と説明。会議開催者についてはホスピタリティー産業に関連する研究開発や人材育成事業を支援している地元のC財団を紹介。また、その他の助言を行っている。相談窓口はこちらを参照。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/madoguchi.html>

業績を積み未来に繋げる青年部

新しい発想で時代への取組みを

全旅連青年部は昭和44年に、未来の宿泊産業を支える人材を育成する目的のために設立された。47都道府県の組合青年部が加盟する全国組織。

経営全般に関する研修をはじめ、情報の交換や発信、政治活動などを積極的に行っている。

青年部は「若者らしい発想」「果敢な実行力」「業界への寄与」の精神をもって、これまでに多くの業績を残し、全旅連、そして、旅館業界にあっては、「頭脳集団」「実行部隊」「研修組織」として実力を示してきた。

現在、2000名近い部員で組織されている青年部は、中央での活動は125名の出向者をもって進められている。

各種の委員会（現在は9委員会構成）活動を通じて、最新の経営課題への取り組み、効率的な情報収集スキルの構築、

諸行事の地方開催、出向者間の交流の活発化、時代に合わせた全国大会の開催などの活動のほか、全旅連との政策課題の共通化と協働、事業、財政面の効率化へ向けた協議、また、パブリシティの有効活用、全国展開活動の継続など、その活動は多岐にわたる。

青年部では「自館の将来の経営を担うために、そして、業界の未来を担うために、ぜひ青年部に入会してほしい」と呼びかけている。現青年部長の永山久徳氏は「企業人として、地域人として、家庭人として何かをインプットして、何かをアウトプットしてほしい。同じ世代を生きる者として共に力を合わせていきましょう」と語っている。入会についての問合せは全旅連事務局電話03-3263-4428/FAX03-3263-9789)。

E-mail:inoue@yadonet.ne.jp)まで。

全旅連女性経営者の会(JKK)

活動の拡充化と会員の増強を図る

全旅連女性経営者の会(JKK)は全旅連の中で運営、活動を行っている経営に携わる女性の集まり。女性ならではの発想と感性で共通の経営問題等に取り組む、研修会・勉強会を通じて経営環境の改善を推進するとともに、会員間の交流を増進させ、ひいては社会貢献に寄与することを目的としている。あくまでも女性であることを忘れず、甘えず、バランスのよい経営者を目指し、自分自身が勉強し、成長する場となっている。

JKKは平成16年に7名の有志でスタートし、現在会員数は42名となった。会員は旅館、民宿、ビジネスホテル、レジャーホテルなど宿泊業すべてを対象としたメンバーで構成されている。形態、規模が異なることにより、視野、知識を広げ、知恵を生み、お互いに学びあっている。

現在26歳から61歳までの会員が活動し、会

員の意見や疑問を取り入れて企画開催した勉強会＝写真＝で吸収した知識をすぐに自館に持ち帰り実践している。

「女性経営者の場合、仕事のみならず、家庭環境にも縛られがちであるが、この機会に女性経営者の会に入会し、夢や希望のある業界の構築の一翼を担うために、共に学び、語り合いませんか」とJKKでは全国の皆さんに呼びかけている。

現在、同会では「プロジェクト47」を展開し、各都道府県に1名以上の会員参加を求めている。資格は旅館・ホテル業に携わっている女性経営者であり、個人のメールアドレスを取得している人、本会の目的と意義に共鳴し、自発的な意志と情熱をもって参加できる人。

入会に関する問い合わせは全旅連事務局（電話03-3263-4428・FAX03-3263-9789）。

E-mail:inoue@yadonet.ne.jp)まで。



写真は2年ごとに開催される青年部全国大会第19回全国大会は昨年11月26日名古屋市で実施)で、大会の成功を祝して壇上に駆け寄り、さらなる結束を見せる大会運営関係の青年部員ら



活用したい「全旅連事業」

「経営」から「経費節減」対策まで

第12回「人に優しい地域の宿づくり賞」

平成20年4月1日～21年3月31日までの活動が対象

1. 人に優しい地域の宿づくり賞とは＝この賞は、高齢者や障害者を含むすべての人々が安心して快適に楽しく過ごしていただける地域の社会環境づくりを目指して創設されたものです。地域の旅館や組合が主催または参加する活動で、高齢者をはじめとする全ての人に優しい配慮がなされ、地域の活性化や人に優しい環境づくりに貢献した活動を発掘・評価し、「人に優しい地域の宿づくり賞」として表彰することにより、好事例を広く紹介し、魅力ある宿づくりに向けた取り組みの進展を図るものです。

2. 事業対象ジャンル＝平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)に実施された以下の活動が対象となります。

①地域の特性を活かした活動(温泉、料理、まちづくり、滞在型等) ②経済の活性化(情報技術(IT)、空き施設活用、地域貢献等) ③歴史・文化の振興(イベント、祭り等) ④環境づくり(緑化推進、清掃、リサイクル、環境保全等) ⑤スポーツの振興(健康増進等) ⑥福祉の充実(ボランティア、接遇、設備改善等) ⑦国際化の進展(インバウンド、インフラ整備等) ⑧その他、人に優しい地域の宿

づくり活動と認められるもの

3. 応募資格＝組合の旅館・ホテルが主催または参加・協力する活動であれば、個人・団体を問わず応募できます。組合員施設の従業員の方々からの応募も受け付けます。

4. 提出書類(応募資料)＝①応募用紙②参考資料(新聞記事、冊子、ビデオ等) ※実施要領及び応募用紙は、全旅連公式サイト「宿ネット」からもダウンロードできます。

<http://www.yadonet.ne.jp>

5. 審査及び表彰＝応募資料をもとに、学識経験者、障害者団体・関係団体代表者等からなる選考委員会により審査を行い、以下の賞が授与されます。受賞された活動内容は、全旅連ホームページや広報誌でご紹介します。

①厚生労働大臣賞(最優秀賞)・副賞30万円②全旅連会長賞・副賞20万円③選考委員会賞・副賞10万円④観光経済新聞社社長賞・副賞10万円⑤リクルート「じゃらん」賞・副賞10万円⑥優秀賞(5本)・副賞5万円⑦全旅連シルバースター部会長賞(新設)・副賞10万円

6. 表彰式＝第87回全旅連全国大会 in おおいた席

全旅連カード決済サービス(全旅連C→REX)

VISA、MasterCardの決済手数料は2.6%

全旅連カード決済サービス(全旅連 C→REX)＝カード決済サービスは、全旅連組合員の宿泊施設であれば、クレジットカード一括加盟店決済サービスに申し込み C→REX端末を設置することによりVISA、MasterCardの決済手数料率が2.6%になるというサービス(ダイナースは5.1%)。また、中国からの観光客が持っている「中国銀聯」カードの決済にも利用できる(決済手数料率2.9%)。

J・debit加盟の日本の郵便局・銀行のカードのデビットカード決済にも利用可能で、手数料は1.8%(上限250円、下限50円)となっている。

デビットカード決済手数料率1.8%、クレジットカード決済手数料率2.6%の適用条件は、①全旅連組合員の宿泊施設であること②クレジットカード一括加盟店決済サービスに申し込み C→REX

VISA、MasterCard他CF、APLUS、モデルカード、セゾンカード等のいずれかであること④デビットカードはC→REX端末のF1キー、クレジットカードはC→REX端末F3キーで利用すること——となっている。

サービスを利用することで発生する費用は、導入の際に端末設置費用31,500円(消費税込)、電話回線手続き・工事費用等、また、端末利用料として月額1,575円(消費税込み)。ただし、クレジット一括加盟店決済サービスの利用額が月間100万円以上の場合、端末利用料が無料となる。

申し込み方法は、全旅連HPの「宿ネット」組合員ページ(URL:<http://www.yadonet.ne.jp/member/debit>)から申し込み用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、全旅連へFAXをする。申し込みなどでの問合せは全旅連事務局まで。

上にて表彰いたします。

◇第87回全旅連全国大会
開催日：平成21年6月16日(火) /会場：ビーコンプラザ(別府国際コンベンションセンター) 大分県別府市山の手町18番1号

7. 応募方法・問い合わせ先＝応募資料を募集期限内に下記までご提出ください。なお、ご応募いただいた書類は返却いた

しませんのでご了承ください。

<応募並びに問い合わせ先>
全国旅館生活衛生同業組合連合会・「人に優しい地域の宿づくり賞」事務局
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館4階
TEL.03-3263-4428
FAX.03-3263-9789
E-mail:ajra@alpha.ocn.ne.jp

ETCコーポレートカードサービス

大口・多頻度割引制度

高速国道等の利用料金の割引制度

大口多頻度割引制度(ETCコーポレートカードサービス)＝大口・多頻度割引制度では、全国旅館ホテル事業協同組合の組合員になり、申込手続をすることでETCコーポレートカードが貸与され、高速国道等の大口・多頻度利用をした場合に利用料金の割引が受けられる。

割引は、全旅ホ事業協同組合の組合員が、法人名義の車両(組合員が法人の場合)または、税務署に事業主として確定申告している本人名義の車両(組合員が個人事業主の場合)の番号が登録さ

れたETCコーポレートカードをETCコーポレートカード上に表示された車両において利用することで、大口・多頻度割引が利用可能な道路を管理するそれぞれの高速道路株式会社が設ける割引基準にて受けられる。

申し込み方法は、全旅ホ事業協同組合に加入後、ETCコーポレートカード利用申込書、利用車両一覧表、大口・多頻度割引を希望する車両の車検証、その車両に搭載しているETC車載器セットアップ証明書を提出する。問い合わせは全旅連事務所内全旅ホ事業協同組合まで。

高品質冷凍水産物の「食材仕入ドットコム」

中間流通コストの排除でプライスダウン

1ユニットから注文できるため食材管理も楽々

食材仕入ドットコム＝原価を下げたいとお悩みではありませんか？ 食材仕入ドットコムは、高品質な冷凍水産物を中心とした食材を安価で届けるため、中間流通コストの排除によるプライスダウンを実現し、24時間インターネット&FAXで手軽に発注を受ける日本最大級の冷凍品卸問屋。

取扱商品はどれも、プロ使用の最高級品、今までの仕入業務を簡単にスピーディに、1ユニットから手軽に注文することが可能だ。

相場連動価格だから、安く仕入れられる。特価

品大放出。1ユニットから注文できるから食材管理も楽々。ポイントをためて商品をGET。送料無料品のスタート。注文の翌日にお届けする急送可能品のスタートなど入会のメリットは数多い。

入会及び資料請求は全旅連公式サイト「宿ネット」の「組合員専用」からも可能だ。宿ネット協賛業者である「食材仕入ドットコム」から名前、ホテル・旅館名、住所、連絡先電話番号、所属地域支部組合名、メールアドレスを入力し、送信する。問い合わせは全旅連事務局まで。

全旅連運営の各サイト

「宿ネット」を中心に展開

全旅連のインターネット事業は公式サイトである「宿ネット」を中心に展開されており、組合員であれば、施設情報登録シート(「宿ネット」からダウンロード)を提出することで詳細ページを無料で作成し、ROOMBANK(客室在庫一元化管理システム)の契約をすることで予約機能を追加させることもできる。「宿ネット」には組合員専用ページがあり、レジオネラ属菌、ノロウイルス、新型インフルエンザ等の対策や衛生ツールの紹介、全旅連情報誌「まんすりー」や大ま

かな全旅連活動の日程を確認できるスケジュールカレンダーなどを掲載している。また、各メーリングリスト(ML)も充実しており、

「宿仲間ML」では、全国の旅館・ホテル従事者が大勢参加して活発に情報交換している。他に、「商売ML」や「旅仲間ML」

などがあり、いずれも「宿ネット」上で登録が可能である。なお、全旅連組織で運営している各サイトは下記のとおり。

- ①「宿ネット」<http://www.yadonet.ne.jp/>＝全旅連公式サイト、全組合員施設を掲載した国内最大級の宿泊施設サイト。組合員向けの情報も充実。
- ②「全旅連組合員専用コミュニティサイト」<http://www.yadonet.ne.jp/community/>＝旅館・ホテル業を営む上で必要な知識と有益な情報を共有、情報交換の場。
- ③「旅館・ホテル安心安全管理検定サイト」<http://yado-kentei.jp/>＝旅館・ホテルの従事者にとって必要な衛生管理上の知識に関する検定試験サイト。
- ④「宿ネット倶楽部」<http://www.yadonet.jp/>＝「宿ネット」の姉妹サイト、宿泊予約に特化し、コールセンターも設置。
- ⑤「人に優しい宿サイト」<http://yadonet2.jp/>＝全旅連シルバースター部会公式サイト、シルバースター登録施設を掲載し、詳細地図、車椅子対応等バリアフリー情報を充実、フリーダイヤルによる宿探しにも対応。
- ⑥「全旅連青年部のホームページ」<http://www.zenryo.org/>＝活動報告、資料館、予定表、ブログ、協定商社会、表彰発表等を掲載。
- ⑦「宿屋の知恵袋」<http://ajra.kir.jp/kb/>＝青年部が主体となって構築、経費削減、クレーム処理などのお困りごとにも対応。
- ⑧「全旅連女性経営者の会(JKK)のホームページ」<http://www.luka.co.jp/jkk/>＝JKKの紹介、活動報告、予定表、リレーコラム、入会案内等を掲載。